密接な関係を有する法人

当法人の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下「法」という。)第4条第1項第7号イからハまでに掲げる 法人は以下のとおり。

年 月 日

静岡県公安委員会殿

法人の名称 法人の所在地 代表者の氏名

記

法第4条第1項第7号イに該当する法人 法人の名称

法人の所在地

代表者の氏名

法第4条第1項第7号ロに該当する法人 法人の名称

法人の所在地

代表者の氏名

法第4条第1項第7号ハに該当する法人 法人の名称

法人の所在地

代表者の氏名

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。
 - 七 当該許可を受けようとする者(法人に限る。イ及びハにおいて同じ。)と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者
 - イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの(ロにおいて「親会社等」という。)
 - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
 - ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業 に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの